

令和5年7月20日

審査申立人 ■■■ ■■■ 殿

水戸検察審査会



議決の要旨について（通知）

被疑者 池田 芳宏、葉梨 康弘 に対する 政治資金規正法違反、私文書偽造・同行使 被疑事件につきなされた不起訴処分の当否に関する審査事件について、当検察審査会は令和5年7月5日に議決したから、その要旨を別添のとおり送付します。

添付書類

議決の要旨（1部）

令和5年水戸検察審査会審査事件（申立）第1号

申立書記載罪名（被疑者兩名）政治資金規正法違反、私文書偽造・同行使

検察官裁定罪名（被疑者兩名）政治資金規正法違反、私文書偽造・同行使

議決年月日 令和5年7月5日

議決の要旨

審査申立人

（氏名） ■ ■ ■ ■

被疑者1

（氏名） ■ ■ ■ ■

被疑者2

（氏名） 葉梨康弘

不起訴処分をした検察官

（官職氏名） 水戸地方検察庁 検察官検事 神谷雄一郎

上記被疑者らに対する政治資金規正法違反、私文書偽造・同行使被疑事件（水戸地検令和4年検第4713号、同第4714号）につき、令和4年12月19日上記検察官がした不起訴処分の当否に関し、当検察審査会は、上記審査申立人の申立てにより審査を行い、次のとおり議決する。

議決の趣旨

本件各不起訴処分は、いずれも相当である。

議決の理由

本件不起訴処分記録並びに審査申立書、補足意見書及び審査申立人が提出した資料等を精査し、慎重に審査した結果、検察官がした不起訴処分の裁定を覆すに足りる証拠がないので、上記趣旨のとおり議決する。

令和5年7月19日

水戸検察審査会

